

# 伊勢市社会福祉協議会 福祉のまちづくり活動支援要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、伊勢市内の小地域福祉活動の中核である地区社会福祉協議会、又は、地区みらい会議の福祉委員会等（以下、「福祉まちづくり委員会」という。）に対して、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の支援内容について規定し、市内各地区の福祉のまちづくり活動の促進を図ることを目的とする。

## (支援内容)

第2条 社協は、福祉まちづくり委員会に対して次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 第3条で定める事業への財政助成
- (2) 事業運営に必要な情報提供、相談支援等を行うための社協職員の参画
- (3) その他 福祉まちづくり委員会が行う活動に対し、必要であると認める支援

## (助成事業の種類と内容)

第3条 各福祉まちづくり委員会に対する社協の助成事業の種類及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

この助成金は、福祉まちづくり委員会の運営に必要な事務的経費に対して助成する。

- (2) 地域福祉活動事業助成金

この助成金は、地区の活動範囲内で実施する次に掲げる地域福祉活動として、複数の事業を行う場合に助成する。

- ① 福祉対象者のニーズ把握や地域福祉活動推進のための調査、助け合いマップの作成
- ② 高齢者、障がい者、ひとり親家庭、福祉対象者を直接的な対象とする福祉活動
- ③ 福祉ボランティアの養成や研修会等
- ④ 地域の諸団体、市民等による福祉のネットワーク作り
- ⑤ 在宅福祉のための介護・看護に関する学習や講習
- ⑥ その他、伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が必要と認めた福祉活動

## (助成金の算出)

第4条 助成事業は、事業運営や必要な地域福祉活動費に対し、社協会費、共同募金をその財源として、助成する。

但し、助成金は各号に定める助成額の合計金額を上限とし、予算の範囲内とする。

- (1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

社協会費をその財源として、運営費の助成金額については次の表によるものとし、前年度末の福祉まちづくり委員会の地区に居住している世帯数により算出する。

世帯数	助成金額
1,000 未満	30,000 円
1,000 以上 ~ 2,000 未満	40,000 円
2,000 以上	50,000 円

## (2) 地域福祉活動事業助成金

次の各号に定める実績額の合計を財源として、福祉のまちづくり委員会の活動に対して助成する。

- ① 前年度の当該地区の社協会費実績額の 28%とし、千円未満を切り捨てる。
- ② 前年度の当該地区の共同募金実績額の 18%とし、千円未満を切り捨てる。

### (助成金交付手続)

第5条 助成を受けようとする福祉まちづくり委員会は、福祉のまちづくり活動計画申請書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)および次の書類を社協会長に提出する。

#### (1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

- ①総会資料(写)
- ②前年度事業報告及び決算書(但し、新規立上げ年度は不要とする)

#### (2) 地域福祉活動事業助成金

地域福祉活動事業計画書(様式第3号)

### (助成の決定及び交付)

第6条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成金交付の適否を決定する。

- 2 社協会長は、福祉まちづくり委員会に交付額を決定した時は、福祉のまちづくり活動助成金交付決定通知書(様式第4-1号)を福祉まちづくり委員会に通知する。
- 3 社協会長は、不交付を決定した時は、福祉のまちづくり活動助成金不交付決定通知書(様式第4-2号)を福祉まちづくり委員会に通知する。

### (事業変更等の届出)

第7条 助成金交付決定通知書を受けた後、福祉まちづくり委員会が申請した事業の一部または全部を変更する場合は、事前に福祉のまちづくり活動計画変更申請書(様式第5号)、変更後の収支予算書(様式第2号)および地域福祉活動事業計画書(様式第3号)を社協会長へ速やかに届け出なければならない。

- 2 社協会長が計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査して適否を決定し、適当と認めたときは、福祉のまちづくり活動計画変更承認通知書(様式6号)により、福祉まちづくり委員会に通知する。

### (実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた福祉まちづくり委員会は、本助成金と伊勢市交付金や他の助成金等との用途を明確に区分し、全ての事業を終了した後30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を社協会長に提出する。

- (1) 福祉のまちづくり活動実績報告書(様式第7号)
- (2) 地域福祉活動事業報告書(様式第3号)
- (3) 収支決算書(様式第8号)

### (助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた福祉まちづくり委員会が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき
- (4) 助成金見込額に余剰金が生じたとき

(検査の実施)

第 10 条 社協会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、福祉まちづくり委員会の報告に基づき、帳票等関係書類を検査することができる。

(その他)

第 11 条 地区社会福祉協議会に対する補助規則及び、伊勢市地域福祉活動計画厚生地区まちづくりの会モデル助成事業要綱は平成 27 年 3 月末で廃止し、本要綱に統一する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

- この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 元年 5 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 元年 8 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。